



Title	ポスト冷戦期における国家・市民社会・国際人権レジームの役割と関係性の変化を軸として
Author(s)	阿久澤, 麻理子
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44817
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	阿久澤 麻理子
博士の専攻分野の名称	博士(人間科学)
学位記番号	第 18326 号
学位授与年月日	平成16年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	ポスト冷戦期における国家・市民社会・国際人権レジームの役割と 関係性の変化を軸として
論文審査委員	(主査) 教授 平沢 安政 (副査) 教授 中村 安秀 教授 小野田正利

論文内容の要旨

1. 冷戦後の国際社会における「人権」の位置づけの変化

冷戦の終了とともに、国際社会における人権の意義は大きく転換した。「世界人権宣言」以来、国際社会で普遍的人権の基準づくりは進んだが、東西のイデオロギー対立により、それらを正面から取り上げ議論できない時代が長く続いていた。しかし、ようやくそれらの人権基準を「承認し、普及する」共通の土台が冷戦終結によって整ったのである。対立するイデオロギー＝外国の脅威がなくなり、人々の関心は海の外から、自国の中へと移った。また、人権は外交・防衛上のレトリックではなく、自国の民主化を図るモノサシであり、日常の暮らしの問題を解決する手段となった。

このように、冷戦の終結は、「国際人権レジーム」(国連などの国際機関によって定立された人権基準と、それを促進・履行確保をするためのシステム)の復権をもたらし、人権は身近な暮らしを変革するための「道具」になった。とりわけこうした変化の強い影響を受けたのは、旧社会主義国や、開発独裁・軍事政権の下に置かれてきた発展途上国である。それまで、これらの国々の市民にとっての人権とは、「国家」の抑圧に対する、市民の抵抗の根拠となるものであったが、民主化によって、国際的に承認された人権基準を「国家」も承認し、国内で公教育などを通じて普及するようになると、「市民社会」の側はこれを使いこなして「国家」や行政のアカウンタビリティを引き出すことが可能になった。また、民主化によって広がった市民参加のスペースに、市民が効果的に参加し、政治的決定に影響を与えられるよう、市民の政治的応答力を高めることが求められるようになった。

本稿は、冷戦後の「国際人権レジーム」の復権と承認が、一国内の「国家」と「市民社会」の関係をどのように変え、そのことによって、「人権」がどのような価値や意味を持つものとして人びとに伝わるようになったのかを、フィリピンを例に明らかにしようとするものである。

2. フィリピンの人権教育の持徴

フィリピンはマルコスによる独裁体制を「ピープル・パワー」によって1986年に倒し、80年代以降の一連の民主化革命の先陣をきった国である。民主化後、新憲法に「人権教育が国家の義務である」ことを盛り込み、国をあげて人権教育の制度化に取り組んできた。

なお、フィリピンをはじめ、かつて独裁・軍事政権下にあった国々の人権教育の特徴は、「国家」「市民社会組織」が実施主体になるだけでなく、その中間に「国内人権機関」を新しく設置し、国家の行う人権教育を国際人権基準に照らし合わせてモニター（監視・評価）する役割を与えたことである。これによって「国際人権レジーム」の国内への影響力が強化され、「国家」「市民社会」「国内人権機関」はそれぞれ、以下のような役割を分担して担うようになった。

「**国家**」…民主化後は国家も「国際人権レジーム」上の普遍的人権の基準を承認し、普及するようになったが、とりわけ重視されているのは、過去の独裁・人権侵害を二度と繰り返さないよう、かつて人権の「侵害者」となった「国家」権力内部にいる人びと（特に軍隊・警察官など）への人権教育と、「被害者」となった市民（多数を対象にすることから、学校教育を最重視）への教育である。

「**市民社会**」…人権が「国家」によって承認され、国内法上も制度化されたことを受けて、人権は市民が自分や自分のコミュニティの権利を守り、実現するための手段となった。そこで、具体的な問題解決を志向するプラグマティックな人権教育が重視されるようになった。人びとが国内法・国際法上の権利を知り、その実現をもとめて行動することを促す教育は、主として「草の根の法教育」や「コミュニティ・オーガニゼーション」によって担われている。

「**国内人権機関**」…しかし「国家」はそもそも、市民が権利意識を高め、さまざまな要求をつきつけることを歓迎しない。そこで「国家」の人権教育は、価値教育や表面的憲法学習に傾斜しやすい。そこで国際人権基準に照らし合わせて「国家」の行う人権教育をモニターするため「国内人権機関」（憲法に根拠を持ち、3権から独立した機関）が設置され、さらにここが軍隊・警察等の法執行者の人権教育も行うようになった。

また、国内人権機関にとどまらず、フィリピンでは「市民社会組織」である NGO が、国内法が市民の人権を擁護するために機能しなくなった戒厳令時代から「国際人権レジーム」の原則を使い運動を展開してきた歴史があり、今日でも、国際社会における人権の議論や新たな考え方を国内で普及させる役割を果たしている。これは、世界にネットワークのあるキリスト教会をバックグラウンドにもつ NGO が多いこと、アメリカ領有時代の教育政策によって英語が浸透し、フィリピンの市民社会が国際社会の情報を受容しやすい条件を持つことにもよる。

さらに、グローバル化の進展とともに、国境を越える人権侵害（多国籍企業の操業、輸出加工区の拡大、移住労働者の増加などから顕在化する諸問題）の増加が、さらにフィリピン人の直面する人権問題の解決における、国際人権基準の重要性を高めている。このような、市民社会の運動と、新たな国内人権機関の働きとが、フィリピンの人権教育における、「国際人権レジーム」の原則や基準の影響力を強化している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、ポスト冷戦期における国際人権レジーム、および市民社会の台頭をうけて、国家が人権教育において果たす役割が変化しつつあることに着目し、これら3つのアクターのダイナミックな関係性が顕著に見られるフィリピンの人権教育に焦点をあてて、その関係性を詳細に分析している。この論文のポイントは、ポスト冷戦時代の政治力学を分析する理論的枠組みを人権教育の領域に適用し、それをフィリピンという国家的文脈で具体的に検証した点にある。従来の人権教育の研究は、国連の人権関連諸文書をレビューしたり、国や地域ごとの人権教育の特徴を分析したり、人権教育の新しい教材や手法を紹介したり、人権意識の成長を発達段階に即して論じるものが多かったが、本論文においては、人権教育の力学をめぐる3つのアクターの関係性を論じるうえで、国際法学や国際政治学の領域にも目配りをしながら考察を行っている点に特徴があり、今後の人権教育の理論的研究に向けた新たなアプローチの可能性を示している。また、フィリピンにおいて国際的な人権基準が浸透しやすかった背景について考察するとともに、今後のフィリピンにおける人権教育の進展をめぐる課題を具体的に論じており、日本をはじめとする各国の人権教育研究に貴重な示唆を与えている。

人権教育の分析に適用したユニークな枠組み、および現地におけるインタビュー調査や資料収集活動を通じてフィ

リピンの人権教育のリアリティを生き生きと描き出すことに成功している点など、申請者は本論文においてきわめてオリジナリティの高い研究の知見を巧みに描き出しており、人権教育の研究者や実践者にとって今後共通の検証軸として有効に活用しうる斬新な議論を提示している。以上の理由から、本論文は博士（人間科学）の学位授与にふさわしいものと判定する。